

令和 8 年度 日置市教育委員会定例会(8 月)

○日 時：令和 8 年 8 月 20 日（木） 午後 4 時 45 分～午後 5 時 45 分

○場 所：日置市中央公民館 大会議室（3 階）

○出席者：奥教育長

委 員：内村委員・中島委員・鵜木委員・中川委員

事務局：上村(事務局長)・有馬(教育総務課長)

段原(学校教育課長)・入佐(社会教育課長)

内田(東市来支所教育振興課長)・坂上(日吉支所教育振興課長)

大迫(吹上支所教育振興課長)・宮前(教育総務課長補佐)

1 開会

奥教育長： 日置市教育委員会 8 月の定例会を開会します。

2 前回議事録の承認

奥教育長： 前回 7 月の議事録の承認をお願いします。変更や修正等はございませんか。

(特になし)

よろしかったでしょうか。

(異議なし)

それでは、7 月の議事録は承認とさせていただきます。

【前回の議事録承認】

署名・押印は、内村委員と鵜木委員にお願いいたします。

3 委員及び教育長の報告

奥教育長： 委員及び教育長の報告です。中島委員、お願いいたします。

中島委員： 報告いたします。前回の定例会以降、出会等はございませんでした。地域においては夏祭り等がありましたが、参加できませんでした。

本日の教育講演会に参加しました。教育現場だけではなく、私共の施設でも、4、5 年程前から外国人就労でベトナムやフィリ

ピンから来ている人材がいます。当初は同じように、私達の施設の考え方等を一方的に押し付けたところもあり、コミュニケーションを取るのも難しかったですが、同じような施設が同じ問題を抱えていて、施設間で連絡を取り合い、コミュニケーションを取る中で解決し、今はその人達は貴重な人材となってきています。

今日の教育講演会を聞いて、自分達には当たり前のことが、相手にとっては当たり前ではないことが、共通する部分だと思いました。

熊本地震では、災害ボランティアの要請が社会福祉協議会からあり、施設からも1人を熊本へ派遣します。事前に話を聞いてはいましたが、初めてのことです。

被災地の近くにいながら、いざという時の準備ができていないので、地域の独居の方の安否確認や非常時の対応を顧みる必要があると、自治会長と話しました。以上です。

奥教育長： ありがとうございました。鵜木委員、お願いいたします。

鵜木委員： 報告させていただきます。

7月29日に、市町村教育委員会委員研修会があり、出席しました。

初めに地頭所教育長があいさつをされ、「7月28日に熊本で震度7の地震が発生し、大きな被害が出ている。鹿児島でも北薩地方で学校に被害が出ているようだ。被災地の1日も早い復旧を祈りたい」と述べられ、学校における働き方改革や服務規律の厳正確保について触れられ、「本県においては、昨年度の学校の教職員による懲戒処分件数は28件発生して、そのうちわいせつ行為が8件発生している。不祥事は絶対に起こさないという覚悟で、県民の信頼を損なうことのないよう努めてほしい」とお願いされました。

さらに「学力、不登校、ICT活用など、時代の変化に対応し、重要な意思決定に関わる立場にある皆さんは、県と協力をして取組を進めてほしい」と話されました。

次に2024年6月に成立し、本年12月25日から施行されます「子ども性暴力防止法」について、総務福利課長の説明がありました。

子ども家庭庁の調査によると2024年に子どもが被害者となった

性犯罪の認知件数は全国で5,000件を超え、全国の公立学校の教職員が性犯罪・性暴力等の加害者として懲戒処分を受けたものは全体の約5%を占める281人となっています。本県においても教育長のあいさつにあったように、令和7年度に同様の処分件数は8件に及び、子どもを性犯罪から守る対策は喫緊の課題となっています。

制度は、業務として日頃子どもに接する機会のある職種に従事する者及びボランティアを対象として、性暴力防止の取組を義務づけるものです。

取組としては、性暴力の未然防止、早期発見、子ども及び保護者への支援並びに再発防止となっていて、過去に犯罪事実が確認できた者に対しては、家庭庁のウェブサイト上で公表され、確認できるようになります。また、離職勧告や配置転換などをして、子どもと1対1で対応する環境下に置かないなどの措置が必要となるようです。

このように、子どもに接する業務を担う事業所においては、被雇用者の過去の性犯罪歴を確認する必要があるとともに、国の認定を受けて、フクロウをデザインした「こまもろう」という認定事業者マークを掲示することによって、性暴力防止の取組をしている事業所であることが一目で分かるようになります。

次に、「学校における業務改善の推進」について教職員課長が説明をされました。

まず「今回の働き方改革が目指す理念を関係者全員で共有し、それぞれの立場でできる取組を実行するところから始めてほしい」と切り出され、県教委が目標とする時間外在校時間について、「1カ月45時間以下の割合を100%」、「1年間360時間以下」「1年間の月当たりの平均時間を30時間程度」とすることを市町村教委へ依頼したとのことでした。

続けて、ワーク・ライフ・バランスについて「年休の平均取得日数を15日以上」「職場においてストレスチェックを受ける」「男性の育休の取得1週間以上を85%以上」、また「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画する業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について再度の確認と具体的な取組を推進されるよう話されました。

本市においても「日置市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画」が示され、県よりも厳しい達成目標が掲げられているので、質の高い教育の持続発展のためにも着実に推進してほしいと思います。

続いて、学校施設課長が「公立小・中学校の施設整備について」と題して話されました。学校は児童生徒が安心・安全に生活できる場であるとともに、災害発生時には地域住民の避難場所になることから、学校施設の耐震化、バリアフリー化、老朽化への対応などが求められます。

今回の熊本地震においても避難所として利用されていますが、停電と断水に加え、連日の猛暑に耐えながら、フロアに直接横たわり雑魚寝する住民の方々の姿を見るにつけ、簡易シャワーや簡易トイレ、簡易キッチンの設置と空調の整備は必要不可欠だと感じました。

ただ、体育館に空調を整備するには一カ所で数千万円から1億円、平均すると6千万円ほどかかるということで、国の補助があるとはいえ、厳しい財政事情下では、優先順位という言葉があるように、早急に整備することは叶わないかもしれませんが、災害の多い日本ということを考えると、平時から計画作りを進めておく必要があると思いました。

調べたところ、学校の体育館等で空調が整備されているところは、全国平均で30%程度、自主財源が豊かな東京都が突出して90%を超え、鹿児島県は1.6%の設置率です。また、全国の900市町村では全く設置されていないようです。

千葉県でも1週間前に豪雨災害が発生していることを考えると、課題は山積していますが、できるところから少しずつ整備を進められたらと思います。

次にDX推進室から「子どものインターネット利用について」の話がありました。情報モラル教育の原点として「言ってはならないこと、してはならないことはしない」を原則に、フィルタリングの徹底と家庭や学校での利用時におけるルールの徹底、個人情報流出や使い過ぎによるトラブルの防止などについて触れられ、禁止するだけでなく、どのようにして正しく使わせるかについて検討を加えることが必要であると語られました。

先日公表された全国学力テストの分析でも、SNSの利用が長いほど各教科の平均正答率は低く、読書好きな子どもほど正答率が高いと分析されていたので、本市においても適切な使用について、家庭の協力を得ながら取組を一層進めてほしいと思います。

その後、休息を挟んで部活動の地域展開・地域連携の推進について協議が行われました。

保健体育課長の説明の後、グループに分かれて各市町村の現状について確認し合いましたが、時間が限られており、私のグループでは全員の発表まで辿り着くことができませんでした。

発表を聞いていると、国が示した地域展開のスケジュールである、令和8年度から13年度までの6年間で、平日の地域展開までの完全移行を目指す形を模索しているようですが、これまでの学校部活動からの大転換ということもあり、生徒の多様なニーズに応える受け皿づくりと、地域指導者の確保に苦慮されているようで、一朝一夕には事が運んではいないようでした。

残りの30分で、いちき串木野市と南大隅町が取組事例と課題を報告されましたが、いずれも補助打ち切り後の財源の確保や地域指導者の確保が大きな課題となり、併せて練習場所への送迎の在り方、大会引率時の責任の所在なども解決しなければならない課題となるようです。以上でございます。

奥教育長： ありがとうございました。中川委員、お願いいたします。

中川委員： 前回の定例会以降の活動について、ご報告いたします。

7月29日は、令和8年度市町村教育委員会委員研修会に出席いたしました。鹿児島県教育委員会より、こども性暴力防止法、学校における業務改善の推進、公立小中学校の施設整備について説明があり、講演では「子供のインターネット利用の現状と課題、対策」をテーマに、教育DX推進室の担当者によるお話がありました。

こども性暴力防止法については、市町村教育委員会への依頼事項として、教職員等への周知、法施行日である令和8年12月25日までの法対象職員への研修の実施、また、法施行日以降の県費対象職員を除く法対象職員の犯罪履歴確認の実施が挙げられました。子ども達や保護者が安心して教育を受けることができるよ

う、今後、適切な対応をお願いしたいと思います。

参加者がグループに分かれて行う協議では、「部活動の地域展開・地域連携の推進について」をテーマに意見交換を行いました。

どの地域も少子化や指導者のなり手不足という共通の課題に悩みながらも、指導者同士で集まり候補者を挙げる、地域クラブへの移行が完了している先行事例を参考にする、といった前向きな意見も聞かれました。ある地域ではメンバーが足りず、他の地域と合同でチームを結成するケースもあるとのことでしたが、チーム運営や大会運営側との調整など、課題も多いようでした。

子ども達が希望する部活動で活動が続けられるよう、引き続き関係機関と連携しながら、知恵を出し合っていかなければならないと感じました。

8月6日は、令和8年度日置市青少年リーダー研修事業「チャレンジ種子島」事後研修会に参加いたしました。教育長あいさつの後、振り返りとして写真のスライドショーが上映され、子ども達の成長の様子が紹介されました。

初めは緊張した面持ちでしたが、時間が経つにつれて笑顔が増え、橋から川へジャンプするイベントや地域の子ども達との交流など、様々なことにチャレンジする姿が見られました。その後、参加者による感想発表と記念写真の贈呈が行われました。どの子ども達も、事業に参加して感じたことや感想を自分の言葉でしっかりと発表しており、これから学校や地域を引っ張っていくリーダーとしての頼もしさが感じられました。

最後に、10月に実施される鹿児島県地区子ども会大会の案内が行われ、担当の方から「運営サポーターとして、ぜひお手伝いしてもらえませんか」との呼びかけがありました。挙手を求めると、参加者から次々と手が上がりました。子ども達が自ら積極的に参加しようとする姿から、本リーダー研修事業の成果を感じることができました。

企画から準備、当日の運営や付き添いなど、担当課の皆様は大変なご苦勞もあったことと思いますが、ぜひ、今後も子ども達の成長につながる本事業を続けていただけることを願います。

本日8月20日は、令和8年度日置市教育講演会に出席いたしま

した。公益財団法人国際文化フォーラム理事長の佐藤先生を講師に迎え、「日本の教育の『当たり前』を問い直すー多様な子どもを包摂する学校への転換ー」をテーマとした講演を拝聴しました。

外国にルーツを持つ子どもの教育がご専門とのことでしたが、「困りごと・問題の原因を個人ではなく社会や環境に求め包摂する」という考え方やお話は、障害の社会モデルやインクルーシブ教育にも共通しており、特性を持つ子ども達や不登校への対応に大変参考となるものでした。

参加された先生方が学校やクラスに持ち帰り、今後の教育に生かしていただけてだけでなく、教育行政においても条件整備など協力して進めていただくことを期待いたします。以上です。

奥教育長： ありがとうございます。内村委員、お願いいたします。

内村委員： 報告させていただきます。

7月29日の令和8年度市町村教育委員会委員研修会については、鶴木委員、中川委員が詳しく述べられたので、私からは割愛します。

8月18日は、令和8年度第1回日置市総合計画審議会に出席しました。冒頭に永山市長が「熊本地震発生により、日置市は災害派遣相互応援協定を結んでいる宇土市に物資提供・職員派遣をしています。本日は、8年度から第3次日置市総合計画が始まりますが、昨年度までの第2次総合計画及び創生総合戦略の総括評価についてご審議願います」とあいさつされました。

質疑では、4つの基本目標の、働いてよしひおき、住んでよしひおき、訪ねてよしひおき、ふれあいあふれてよしひおきの基本目標の数値目標の実現に向けての46の施策について審議しました。総務企画部、市民福祉部、産業建設部、教育委員会、消防、地域づくり課、商工観光課が出席し、審議会委員からの質疑に対し、丁寧な応答がなされました。

教育委員会では社会教育課担当のスポーツ推進委員が30人の定員に対し22人の現状で、今後、広報誌等で委員を公募していくとともに、スポーツ推進員の負担軽減を検討していくとの回答でした。私からは以上です。

奥教育長： ありがとうございます。

それでは、私から報告いたします。

夏休み中は、子ども達の交流が色々とありました。先ほど中川委員からありましたチャレンジ種子島は、非常に意義ある実施ができたと思います。

7月24日から26日は、関ヶ原町とのスポーツ少年団親善交流があり、関ヶ原から子ども達が来て、地元の子供達と交流を行いました。戦跡踏破隊、大垣市との交流は、熊本地震の影響で実施できませんでした。残念でしたが、やむを得ない事情だと思っております。

海外派遣事業による研修は、5人がアメリカにホームステイをして、既に帰って来ており、26日に報告会が行われる予定です。

それから、ご厚意を頂いた事業を、紹介だけさせていただきます。

7月27日は、伊集院町の建友会の建設会社の関係の方々がボランティアで、妙円寺小の水道施設撤去等をしてくださいました。

また、8月には、新聞にも掲載されましたが、JAさつま日置から早場米の新米を学校給食で子ども達に届けたいということで寄贈していただきました。9月に、各給食センターで日程を調整し、子ども達に給食で食べてもらう計画になっております。

4 議事

【議案第2号 中央公民館及び地区公民館の管理運営の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る意見の申出について】

奥教育長： 議案第2号中央公民館及び地区公民館の管理運営の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定に係る意見の申出について提案をお願いいたします。

入佐課長： 先月の総合教育会議で一部報告いたしましたが、地区公民館改革の1つで、条例改正も必要であり、条例制定の議決を求めるものでございます。

まず、提案理由は、中央公民館と地区公民館で分かれていた管理・運営方法等を統合し、効率的かつ柔軟な運営と利用者の利便性向上を図りたいため、日置市公民館条例へ一元化したいためでございます。

主な改正内容として、(1)社会教育法第24条に基づく日置市中

中央公民館条例を日置市公民館条例に改め、地方自治法第244条1項に基づいていた地区公民館も統合し、日置市地区公民館条例を廃止するものでございます。

(2)使用時間・休館日の見直しとして、26地区公民館の使用時間・休館日を4中央公民館と統一します。使用時間は、午前8時30分から午後10時まで、但し、日曜日及び祝日は午後5時までとします。休館日は12月29日から翌年1月3日までです。以前の地区公民館は、土日祝日は、休館日となっておりました。

(3)指定管理者制度に関する規定の整備として、公民館の管理を指定管理者に委託できる規定を創設し、業務範囲を明確化しております。

(4)関係条例の整理として、文言の整理に加え、地区公民館制度改革と条例の一元化に伴い、日置市報酬及び費用弁償に関する条例中、地区公民館長に関する報酬規定の削除と日置市健康づくり推進条例において、日置市地区公民館条例から日置市公民館条例に読み替える整備をしております。

施行日は令和9年4月1日でございます。

なお、確定ではありませんが、老朽化の激しい東市来の鶴丸地区公民館は、館の代地を模索しており、候補として東市来保健センターに併設も検討しております。以上でございます。

奥教育長： ただ今説明がありました中央公民館及び地区公民館の管理運営の一元化に伴う関係条例の整備に関する条例の制定につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

鶴木委員： これまでの説明では、館長ではなく社会教育推進員を置くということでしたが、新旧対照表では、改正後の第4条に「館長その他必要な職員を置く」とありますが、この館長はどのような意味ですか。

入佐課長： この館長には、来年度から社会教育推進員を置きますので、社会教育推進員が館長となります。日置市報酬及び費用弁償に関する条例における地区公民館長とは別になります。

鶴木委員： 第4条の公民館とは、中央公民館を指していますか。

入佐課長： 今回、中央公民館と地区公民館を統一した条例を制定しますので、第4条の公民館は中央公民館と地区公民館になります。どちらにも館長を置きますが、地区公民館の館長は社会教育推進員を

充てる予定です。

鵜木委員： この条例では、社会教育推進員も全て館長と書かれていて、社会教育推進員という言葉は出てこないということですね。

入佐課長： はい。条例上は出てきません。

鵜木委員： 分かりました。

奥教育長： 社会教育推進員は館の管理をする管理者で、条例上は館長という位置づけになります。

内村委員： 休館日が12月29日から1月3日までで、土日祝日も地区公民館の運営をするということでしたが、館長や社会教育推進員がいない場合でも、支障はないでしょうか。

入佐課長： 中央公民館はこれまでどおり対応できますが、26地区公民館では使用時間を変更することで、支援員、主任、館長が不在の場合も想定されますので、各部屋に設置するキーボックス(番号で鍵を開けられるもの)で鍵の受け渡しを行う運用をしたいと考えています。また、社会教育推進員は17日勤務ですが、地区自治組織に4日を頼んで、21日は対応できるようにしたいと思います。

奥教育長： いつでも誰でも使える公民館を目指しておりますので、中央公民館と同じ時間帯に開館をしようというのが、今回の取組です。地域の方々、主任の協力をいただきつつ、どうしても対応できない部分は、鍵の貸し借りの工夫で対応していくということになります。

奥教育長： はい。ありがとうございました。他にございませんか。

(特になし)

よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは議案第2号は、原案のとおり議決とさせていただきますよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは議案第2号は、原案のとおり議決いたします。

【議案 第2号 議決】

【議案第3号 日置市教職員住宅管理規程の一部改正について】

奥教育長： 議案第3号日置市教職員住宅管理規程の一部改正について提案をお願いいたします。

有馬課長： 資料は11ページでございます。

議案第3号日置市教職員住宅管理規程の一部改正について説明いたします。本案は日吉教職員住宅3を廃止するため、規定の一部を改正したいので、日置市教育委員会の行政組織等に関する規則第10条第3号の規定により提案いたします。

12ページをお開きください。

日置市教職員住宅管理規程の一部を改正する訓令でございます。併せて、別添の新旧対照表をご覧ください。別表から日吉教職員住宅3を削除するものでございます。今回の改正の背景は、当該住宅に居住していた日吉地域のALTの帰国に伴い、空き家となったものでございます。

市及び教育委員会の方針である公共施設等の相対的な縮減に基づき、令和8年9月1日をもって本規程から削除するものでございます。

今後は財政管財課へ所管を移し、売却へ向けた手続きを進めてまいります。以上でございます。

奥教育長： ただ今説明がありました日置市教職員住宅管理規程の一部改正につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

奥教育長： はい。ありがとうございました。他にございませんか。

(特になし)

よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは議案第3号は、原案のとおり議決とさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは議案第3号は、原案のとおり議決いたします。

【議案 第3号 議決】

5 その他

- (1) 事務局長
- (2) 学校教育課長
- (3) 社会教育課長
- (4) 各支所教育振興課長

ア 東市来支所長教育振興課長事務取扱

イ 日吉支所教育振興課長

ウ 吹上支所教育振興課長

(5) その他

6 閉会

奥教育長： それでは日置市教育委員会 8 月の定例会を終了いたします。

終了

署名委員

中野 辰矢

署名委員

中川 ひとし